

## <資料 2>

### 「石川県同和教育研究協議会」（石川県同教）結成準備会のために

(1) 1965年「部落問題の解決は国の責務であり、全国的な課題である」とした「同和対策審議会答申」（同対審答申）が出されてから24年が経過しました。しかし、全国的にもまだ部落差別がなくなるどころか、部落差別はますます陰湿化しているのが現状です。部落差別の落書きも横行し、大企業の部落差別もあとを絶ちません。同対審答申をうけて、10年の時限立法である「同和対策事業特別措置法」が施行されました。しかし、なお部落の環境改善などは山積みされています。一方、1987年施行された「地域改善対策特別事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）は「残事業の処理のみ」を目的として同和対策事業の縮小・撤収の方向をとり、この法律もあと2年あまりで期限切れとなります。このような否定的状況の中にあっても、部落問題をより国民すべての課題とするような運動が各界の連帯の中で進んでいます。

(2) このような全国的な流れの中で、石川県内の部落解放運動や同和教育の流れは、県民、行政、教育関係者の中でも何ら具体的な市動きとはならず、一部の知識人や労働者が部落問題研究会を設けたり、あるいは学生などが県内の部落に入っていったに過ぎませんでした。総理府の部落基本調査も1975年のものでは、それまでには報告のあった県内の部落は、全て統計上ゼロとなっています。これは、なにも部落の存在がないのではなく、部落の実体に目をつぶっていたにすぎません。たしかに、県内の部落形態は、少数点在であるため、よけいに目立たないということがあります。

石川県内で部落問題が顕在化しないにもかかわらず、部落差別が発生するのは社会意識として差別が現存していることの証左です。思いつくままにあげると、一部新聞の差別記事、県内3企業の差別図書購入、ある地教委の差別発言などがあります。また、ある公立図書館の差別図書の閲覧などもあります。これら、マスコミ、企業、教育などにあらわれた差別体質も、何ら基本的に改善されているとは思われません。

県に同和対策が設けられ、それを受けて、市町村段階にも窓口が設けられています。教育分野においては、県教育委員会に「同和教育推進委員会」を設置していますが、必ずしも十分な機能をしているとは思われません。また、市町村段階では「同和教育」ということすら、まだ十分認知されていないのが現状です。

(3) 部落差別を21世紀まで持ちこしてはなりません。全国的には、すでに、差別を許さない、差別に負けない子どもを育てるために、同和教育の研究団体が結成されて35年になります。石川県においても、いつまでも寝た子を起こすな」では問題の解決にはなりません。全国同和教育研究協議会の中心スローガン「差別の現実から深く学ぶことを第一歩として、部落差別をはじめ一切の差別を許さず、人間の尊厳と人権の確立をめざす教育を推進するために、「石川県同和教育研究協議会」の結成が急がれています。

以上の趣旨をご理解のうえ、「石川県同和教育研究協議会」の結成に向けてのご協力を

切に要望いたします。

1989年3月

石川県同教結成のための発起人

代表 田中 善男（金沢経済大学）  
八木 正（金沢大学）  
作本 信久（県同和教育推進委員）  
砂上 昌一（県同和教育推進委員）  
野田 龍三（県同和教育推進委員）  
寺澤 亮一（全同教委員長）